

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月17日
【四半期会計期間】	第90期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社あおぞら銀行
【英訳名】	Aozora Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大見 秀人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03(6752)1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 田島 由紀恵
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03(6752)1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 田島 由紀恵
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社あおぞら銀行 関西支店 （大阪市北区梅田一丁目12番12号） 株式会社あおぞら銀行 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社あおぞら銀行 横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目1番1号） 株式会社あおぞら銀行 千葉支店 （千葉市中央区富士見二丁目15番11号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年2月13日に提出いたしました第90期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

（デリバティブ取引関係）

（2）通貨関連取引

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

（デリバティブ取引関係）

（2）通貨関連取引

(訂正前)

(省略)

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ		752,635	373,337	△4,732	△4,732
	為替予約	売建	<u>1,039,088</u>	85,737	6,401	6,401
		買建	344,153	145,979	22,527	22,527
	通貨 オプション	売建	815,507	572,120	△42,717	△7,514
		買建	765,461	538,258	35,505	6,818
	その他	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
連結会社 間取引 又は 内部取引	通貨スワップ		774,000	367,300	5,508	5,508
	為替予約	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
合計			—	—	22,492	29,009

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2. 通貨スワップの元本交換に係る為替差額(△34百万円)については、上記時価及び評価損益から除いております。

(訂正後)

(省略)

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ		752,635	373,337	△4,732	△4,732
	為替予約	売建	854,180	85,737	6,401	6,401
		買建	344,153	145,979	22,527	22,527
	通貨 オプション	売建	815,507	572,120	△42,717	△7,514
		買建	765,461	538,258	35,505	6,818
	その他	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
連結会社 間取引 又は 内部取引	通貨スワップ		774,000	367,300	5,508	5,508
	為替予約	売建	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—
合計			—	—	22,492	29,009

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2. 通貨スワップの元本交換に係る為替差額(△34百万円)については、上記時価及び評価損益から除いております。